

令和6年2月19日

答 申 書

京都市長 門川大作様

京都市国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 居内学



令和6年2月19日付けで諮問のありました令和6年度京都市国民健康保険事業について、下記のとおり答申します。

記

1 国民健康保険料の賦課限度額の改定について

後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を22万円から24万円に改定することは、適当であると認める。